

# 竹中采女正と江戸城記録

黒田城北

〔清浦氏談〕  
せられんことを。

昔府内藩主の竹中采女正重興が、長崎奉行になつて以来、種々悪事をしたかどで江戸幕府に呼び出され一子源三郎と共に切腹を仰せつかったということは、荷揚城に因む物語によく出るところであるが、次に記する一書は徳川時代の記録で江戸に残つてゐたものを往年の總理大臣で、明治の中期、警保局長をつとめた清浦奎吾伯（後の子爵）が部下属僚に命じて筆写せしめたものを、昭和の初に至り内務省警保局が記録保護の意味で「徳川時代の警察沿革史」と銘をうち、出版したものの中にあつたので、郷土に因む史料の参考として御紹介いたします。  
（徳川時代の警察史の序）

本書は子爵清浦奎吾氏が明治十七年二月より明治二十四年四月迄警保局長として内務省に在職せられた間下僚に命じ調査編纂せられたものにして当時印刷するに至らず原本は數十冊より成れる写本なりしが大正十一年の大震の際焼失し、今は僅かに警視庁及び東京市に収蔵するものあるに過ぎず、今回これを印刷発行して世の推移に伴ふ制度の変遷を知るの便に供す。若夫れ本書の内容と価値とに至りては左記清浦子爵の警察制度に関する談話の一節に依りこれを諒

ところで、本題の竹中氏のことであるが、それは大方の士の御承知の如く慶長六年竹中伊豆守重隆が徳川家康に封ぜられて府内城主として来たのであるが、重隆の父は竹中半兵衛重治で豊太閤の軍学の士で其血をうけた重隆は領地は三万五千石でも、志は雄大で、家康に請うて城堡の大改修を行つた。即ち城壁の増築し、塹壕を穿ち、曲輪を設け更に四重の大守閣を建つる等、慶長七年から外壕の開穿工事にかかり、廊の広さは東西十丁南北九丁面積百万坪と言われた。

元和元年重隆の子重興（采女正）が家を継いだが、これ亦すこぶる手腕家で、元和元年の大阪の夏の陣、元和五年福島正則の広島城受取等には功を立てたので、寛永六年に長崎奉行の重任に當ることとなつた。

長崎奉行は貿易禁教両方の奉行で権大であつたため重興は切支丹禁庄にいらつ脇をふるい、暴君の名を轟かせ、姉崎正治博士の著書にも其の状況は、最もひどく書かれてゐる。仏教に謂う国土山川悉皆成仏を逆に国土山川悉皆地獄にしたと、うらまれた。一面重興は貿易方面でも盛に私利を貪り、其他市民に対しても淫慾放蕩の限りをつくした為めやがてそれは一市民の訴へで惡事露顕し、寛永十一年二月二十二日江戸に於て一子源三郎と共に切腹を命ぜられた。左はすなはち其の当時を物語る徳川時代の記録である。

寛永十一年九月竹中采女正(守子)切腹す、其故は、竹中長崎の奉行也、其頃自堺長崎へ來り居する福人に平野屋三郎右衛門と云者有、かれが抱置し、目掛女瑞穂と云しが無双美女也、采女正聞及て強て所望すと云とも、平野屋不肯、其後ち使を以て云ふ、吾に与る事なく、以來とても有間敷と申す、然に此鮫を差上は已前もなとか加様の鮫渡らざる事有まし、所の者隠し置可為私用など御穿鑿可有、然時は汝等無料可蒙科、其とても可差上哉と被申候故、役人ども恐之然は兎も角も可然御計ひ可有と申上る時、此上は必此鮫の事沙汰仕衛門は權威に恐れ無辞詞是非なく遣なから御酒宴の後可返給と申す其後雖經三五日不戻、或夜彼女夜中乘<sup>レ</sup>堺逃<sup>レ</sup>竹中館<sup>レ</sup>來<sup>レ</sup>三郎右衛門の方<sup>レ</sup>、宇野屋大に悦び兔角在<sup>レ</sup>當處<sup>レ</sup>不可<sup>レ</sup>叶<sup>レ</sup>、打<sup>レ</sup>捨財宝<sup>レ</sup>、俱<sup>レ</sup>女走<sup>レ</sup>堺の方<sup>レ</sup>、采女正大に怒り、三郎右衛門が兄捕<sup>レ</sup>平野屋二郎兵衛<sup>レ</sup>称<sup>レ</sup>三郎右衛門が人質<sup>レ</sup>、則令<sup>レ</sup>籠舍<sup>レ</sup>、集<sup>レ</sup>若集<sup>レ</sup>は衆の<sup>レ</sup>等悲<sup>レ</sup>之一族三郎右衛門を追放、送<sup>レ</sup>彼女を采女正方<sup>レ</sup>、於是二郎右衛門自籠舍出で

るに因て、身貧く成流浪して來<sup>レ</sup>江戸<sup>レ</sup>、一通の目安を奉行所に捧ぐ、其趣旨、

一采女正殿私懲多臨時の貨物を御取被任我意候事、

一公事の輩非儀之有者とも、送賄路或は求内縁其上にて公事仕る時、有十分之理者、負に被仰付候、依之長崎之公事事以道理不勝、以金銀勝と所之者申候、於長崎御尋候者分明に知れ可申事、

一去々年唐船着岸之砌、前代未聞之柄鮫渡候、親粒并走り十七にして次第を不乱地大にして無類の鮫也、町年寄諸役人(字若是脱字あら)公儀へ可差上之由申す処に、采女正殿仰候は、前代にも斯鮫なく、以来とても有間敷と申す、然に此鮫を差上は已前もなとか加様の鮫渡らざる事有まし、所の者隠し置可為私用など御穿鑿可有、然時は汝等無料可蒙科、其とても可差上哉と被申候故、役人ども恐之然は兎も角も可然御計ひ可有と申上る時、此上は必此鮫の事沙汰仕るべからずとて采女正殿御取置候事

一采女正殿吾儘被遊、美女と<sup>レ</sup>だに聞給ひては、長崎中の町人妻女娘の嫌なく平に所望被成、目掛に被成候、其縁者の輩は取入己が欲を構へ、様々の願を叶へ、或は己惡あれば偽り讒言は仕る故に、無過して過を蒙り身体を崩す者多御座候、依人恐五節句八朔其間々金銀を進し候也、

遁難三郎右衛門雖為富人、財宝を捨長崎を追放せられ一族不通たた

公儀納る物之内能物を撰取、所の者に御免被成候故に、金銀藏に充

満して有之候、被遣御檢視御僉議被候者、隠有間舗事、

一去草之春、私召仕之女可致進上由御所望候へとも、某事無妻彼女を

妻と仕り候故、御免可被下旨度々御訴訟申上候處に、重て御人大勢

被遣、御酒宴の相手に可被成候間、暫時の間雇可申とて推て被召寄

五三日御留置候處、彼女或夜乘廻逃出、私方へ帰り候間、長崎の住

居難叶奉存、女を召連本国和泉の甥を心指立退候處に、采女正殿よ

り和兄宇野屋二郎兵衛と申を御捌被成、私が人質として籠舍被仰付

候、一族とも集議仕り、私を追掛彼女を奪取私をば追放し、剩へ不

通仕候、依之某財宝少も越不申候故、方々流浪仕り乞食之体に罷成

り候、願くは右之趣被分間食、御僉議の上長崎へ帰参仕候様、奉願

候、委細於御尋者口上可申上候、以上、

九月 日 長崎町人 平野屋三郎兵衛門

御奉行所

則於奉行所度々平野屋被召御僉儀候處に、かれが申處寔正者采女

正罪科不輕とて、穿鑿及度々處に采女正惡事無残、依之被遣御目

付衆采女正切腹家内闕所、其金銀財寶夥し其中に村正の刀脇指二十

四腰有之、抑々村正は御當家三代有不吉例、依之當時御扶持を蒙る

輩は不及申、至陪臣まで村正を禁ず、然に采女正餘多村正を置たる

志何故ぞや、按するに村正は上作也、其出来甚だよし、然れども当

代は廢り、若天下他家の世となれば、必ず其代高直に可成と沢山に

調へ置く下心、不忠と云、無道と云、不足評、此刀脇指無之は、自

然遠島たるべき歟、御惡深き故に切腹被仰付、

了

## 四季特に

秋の山と温泉の景観は格別

しかも史蹟と伝説に富む温泉郷

山は招き、湯は呼ぶ

## 長湯温泉へ！

飲んで効き長湯して利く

長湯のお湯は

心臓・胃腸に血の薬

大分県地方史研究会御指定  
胃腸病  
高血圧  
糖尿病  
特効  
旅館  
愛  
泉  
館

大分県直入郡長湯  
電話二三番